平成２１年（フ）第４４５号
愛知県碧南市照光町１丁目20番地　サンハイツ服部不動産205号
債務者　前田　マス
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４８号
滋賀県長浜市平方南町12番地　エルミナフラット長浜105号室
債務者　池田　真司
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第３３０号
北海道旭川市豊岡13条３丁目３番14号　第２会田マンションＡ―101号室、申立時の住所北海道上川郡東神楽町北１条西１丁目７番３―303号
債務者　阿部　和久
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３４号
北海道旭川市豊岡11条５丁目１番７号
債務者　井上　　博
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３７号
北海道旭川市東光６条１丁目１番６号　武田マンション103号室草間方、住民票上の住所北海道上川郡東神楽町14号南８番地
債務者　佐藤　正弘
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３９号
北海道旭川市永山６条８丁目10番９号
債務者　前田　達也
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４０号
北海道旭川市東２条２丁目３番15号　くすりのアワイ
債務者　渡部ひとみ
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４４号
北海道旭川市旭町１条13丁目2146番地の48旭荘１Ｆ102号
債務者　鈴木　知美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８５号
釧路市興津５丁目14番３号
債務者　高橋由利子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１８９号
釧路市城山１丁目11番６号　よつばマンション１階２号室
債務者　外崎　　正
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２２０号
岡山県倉敷市平田263番地２
債務者　田中　寿夫
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後１時10分
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１５３４号
横浜市都筑区南山田１丁目３番８―1003号
債務者　高木美知子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５５１号
横浜市港南区日限山１丁目59番28―213号
債務者　山川　美希（旧姓清水・樋口）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５７１号
横浜市磯子区岡村１丁目18番25号　コスモコーポ磯子103号
債務者　カーネス　マイケル　ミツオ
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５９３号
横浜市港南区芹が谷１丁目15番39号
債務者　笠原香代子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部